

県南広域振興局長告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院（診療所、薬局）を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年3月19日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
及川産婦人科医院	奥州市水沢区大畑小路5番地3	平成22年1月5日
さくらクリニック	奥州市水沢区字横町74番地	平成22年2月28日
あいずみ内科医院	遠野市新穀町3番1号	〃